

さ情審査答申第142号
平成29年5月1日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年11月25日付けで貴職から受けた、「平成28年3月24日に実施した措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票(処理様式第46号)」(以下「本件対象個人情報」という。)の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月20日付け保保所精第334号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示しない部分、「(1)「調査時の状況」の個人の評価に係る部分(2)「調査時の状況」の第三者から聴取した情報」の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は以下のとおりである。

当事案の妥当性を検討する際に、該当箇所は必要である。特に保健所職員へ引き継ぐまでの状況は、専門知識を欠く者の認識に基づき判断されていると推定され、事実と異なる状況に基づき移送された可能性がある。そのため、特に警察職員から聴取した「調査時の状況」について、開示を求める。

不開示の理由として「開示請求者以外の者に関する情報で、開示するとその者の正当な権利利害を害するおそれがあるため、条例第14条第2号」に該当する、とある。しかし、公務員である者とりわけ公務の事案については、この点について該当せず「一当該事務事業の適正な遂行を困難にす

るおそれがある（同条第3号）」という点についても、業務は終了しており条例に該当しない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 実施機関は、本件開示請求に対する個人情報として「平成28年3月24日に実施した措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票（処理様式第46号）」（以下「移送記録票」という。）を特定した。そして、「調査時の状況」の個人の評価に係る部分を条例第14条第3号に該当するため開示しない部分とした。また、「調査時の状況」の第三者から聴取した情報、「生活歴」の第三者から聴取した情報、「保険の種類」の第三者から聴取した情報については条例第14条第2号に該当するため、開示しない部分とした。
- 2 「移送記録票」は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第22条から第26条の3に基づく申請・通報又は届出があった者について、精神保健福祉法第27条第1項の規定による精神保健診察（措置入院に関する診察）の要否を判断するための事前調査時に作成するものである。また、精神保健指定医の診察が必要であると判断し、診察場所まで移送を行う場合には、移送の記録も行う。
- 3 「移送記録票」中「調査時の状況」の個人の評価に係る部分については、措置入院のための移送に関する事前調査の際には、必要に応じて申請・通報元や医療機関、支援機関等の関係機関から、精神保健診察（措置入院に関する診察）の要否を判断するために必要な情報収集を行っており、その情報には各機関の認識、評価、判断等も含まれる。そのような情報を開示することとなれば、今後、当該機関より正確な情報提供を得られず、その結果、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるため、条例第14条第3号により開示しない部分とした。
- 4 また、「調査時の状況」の第三者から聴取した情報については、開示されることを想定して提供されたものではなく、開示されることにより、第三者から聴取した情報の内容や真意、詳細等を確認するために、第三者の日常生活に影響を及ぼすような追求がなされる可能性があり、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第2号により開示しない部分とした。
- 5 審査請求人は、条例第14条第2号により開示しないとした部分について、「公務員である者とりわけ公務の事案については、この点について該当せず」と主張している。しかし、条例第14条第2号で示す第三者とは公務員のみをさすものではない。そのため、開示されることにより、第三者が精神的苦痛を受けたり、不利益を被ったりする可能性がある。また、第三者から

聴取した情報の内容や真意、詳細等を確認するために、第三者の日常生活に影響を及ぼすような追及がなされる可能性があり、第三者の正当な権利利益を害するおそれがある。

- 6 審査請求人は、条例第14条第3号により開示しないとした部分について、「業務は終了しており条例に該当しない」と主張している。しかし、当該事務事業とは、平成28年3月24日に実施した措置入院のための移送のみをさすものではない。よって、「調査時の状況」の個人の評価に係る部分について情報を開示することとなれば、今後、当該機関より適切な情報提供を受けることができなくなる可能性があり、その結果、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがある。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

審査請求人は、本件個人情報開示請求に対し、一部開示の決定を受けているものの、開示の実施を受けることなく審査請求に及んでいる。

従って、当審査会は審査請求人の求める審査対象を具体的に認識できず、審査請求人が審査を求める対象と審査会における審査対象がずれる可能性もあり得るところであり、そのような状態で審査を行うことには限界があるとも考えられる。

しかし、当審査会は、本件審査請求に対し諮問が提出されたことから、実施機関の行った処分内容及び実施機関側の意見陳述等を検討し、条例に照らし開示・不開示部分の当否を審査したものであり、上記結論はその限りにおいて判断したことを付言する。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、精神保健福祉法第27条にかかる調査の際に記録された「移送記録票」である。

精神保健福祉法第23条では、警察官は、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を保健所長を経て市長に通報することとされており、同法第27条では、通報を受けた市長は、当該者を調査の上必要があるときは指定医に診察をさせなければならないこととされている。そして、2人以上の指定医の診察した結果が一致したときは、入院の措置が採られることになる。

本件審査請求人は、平成28年3月24日に、精神保健福祉法第23条の規定に基づく警察官通報対応により精神保健診察のための移送が行われ、その後指定医による診察を受けているが、「移送記録票」はこの診察の要否を判断するための事前調査時に作成された資料である。

本件審査請求人は本事案の妥当性を検討する際に本件対象個人情報の不開示部分が必要であると主張して不開示部分の開示を求めている。

3 本件処分の当否について

- (1) まず、条例第14条第2号アは、開示請求者以外の者に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものは不開示とすると定めている。

本件対象個人情報のうち不開示とした「調査時の状況」の第三者から聴取した情報を開示することとなれば、記載された内容の真意、詳細等を確認するために第三者の日常生活に影響を及ぼすような追求等がなされ、第三者の周辺で紛争が発生する可能性も否定できない。

従って、開示によって第三者の正当な権利を害するおそれがある情報であると認められる。

- (2) また、条例第14条第3号は、個人の評価等に関する事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるものは不開示とすると定めている。

本件対象個人情報のうち不開示とした「調査時の状況」の個人の評価に係る部分は、申請・通報元や医療機関、支援機関等の関係機関から、精神保健診察（措置入院に関する診察）の要否を判断するために必要であるとして収集された情報であり、そこには各機関の認識、評価、判断等も含まれている。

そして、各機関の認識、評価、判断等の中には本人に知られることを予期していないものや、本人に知られないことを前提として提供を受けているものが含まれるところ、これらの情報を開示することとなれば、関係機関から正確な情報提供を得られなくなり、その結果、調査、判断が適切にできなくなるおそれがあり、事務事業の適正な遂行を困難にするおそれが認められる。

- (3) 従って、実施機関が不開示とした部分は、条例第14条第2号ア及び第3号に該当するので、不開示処分は妥当である。

- 4 以上の次第であるから、当審査会は、審査請求に理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年11月25日	諮問の受理（諮問第437号）
②	平成29年 1月19日	審議
③	平成29年 2月16日	実施機関からの意見聴取及び審議

④	同 年	4月20日	審議
---	-----	-------	----

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)